

02 静保生第 421 号
令和 2 年 4 月 14 日

旅館業営業者 各位

静岡市保健所長
(生活衛生課)

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への
対応に関する Q & A について (通知)

日頃より、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、現在日本国内において、新型コロナウイルス感染症に関して非常事態宣言が発令される状況となっております。

今般、令和 2 年 4 月 13 日付事務連絡にて厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課から「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q & A」の通知がありましたので送付します。

引き続き下記の事項に留意し、貴施設の衛生管理の向上を図られますようお願いいたします。

また、これまで通知した内容及び今後の旅館業等宿泊施設に係る新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、本市ホームページに掲載しますので、必ず定期的に確認するようお願いいたします。

記

1 接触感染防止対策

(1) 施設利用者及び従業者に対して、適切な手洗い等の感染対策を推奨してください。

施設の出入口に手指消毒薬を設置し、利用を推奨することも有効です（手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール（70%）が有効です）。

(2) 施設環境の清浄化を実施してください。

◆トイレの便座・フタ◆トイレの水洗レバー◆ドアのノブ◆手洗い場の蛇口とシンク◆手すり◆車いすの持ち手◆レジ◆エレベーターのボタン◆エスカレーターのリフト◆自動販売機のボタン等の手の触れる場所（パブリックスペースの消毒を行う場合は 0.1%の次亜塩素酸ナトリウム溶液が有効です。）

2 飛沫感染防止対策

3つの条件（換気の悪い密閉空間）、（多数が集まる密集場所）、（間近で会話や発声をする密接場面）が重ならないように、施設環境を整え、施設利用者に周知してください。

(裏面もあります)

<添付書類>

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A
(厚生労働省通知)

※静岡市保健所生活衛生課の新型コロナウイルス関係のページURL

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006620_00001.html

○お問い合わせ先

静岡市保健所 生活衛生課 生活衛生係

TEL054-249-3155、3156

○帰国者・接触者相談センター

TEL054-249-2221